

乳幼児における 誤飲事故についての対策と検討

松岡哲雄

I. はじめに

日本では、乳幼児の誤飲事故の発生頻度が、世界的にみても高い傾向にあるとされている¹。これは、部屋の中では靴を脱ぎ、床に直接座って生活するスタイルが関与しているためといわれている。

「具体的に誤飲事故予防点検を行った母親は、気をつけているから予防の必要はないという母親よりも、事故の発生率は低い」という研究結果もあり²、周囲の大人の配慮によって誤飲事故の多くは未然に防ぐことができる。それゆえ、保護者や保育者は、事故を起こさないような環境作りを行っていくことが大切である。

乳幼児における誤飲事故についての先行研究には、厚生労働省「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」の2000（平成12）年度から2014（平成26）年度の主に固形異物による誤飲事故の特徴と対策について述べている長村（2016）³、2005（平成17）年度から2015（平成27）年度までの10年間に、所属機関の病院を受診した小児消化管異物の27例について検討している本間他（2017）⁴、2000（平成12）年度から2009（平成21）年度までの10年間に於ける日本中毒情報センターへの5歳以下の急性中毒事故（健康被害の有無に関わらない）に関する問い合わせを対象に研究している遠藤他（2012）⁵などがある。

本稿では、厚生労働省「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」の1999（平成11）年度から2018（平成30）年度までの20年間について^{6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25}、乳幼児の誤飲の傾向を分析し、乳幼児にお

ける誤飲事故の対策について検討する。

II. 小児の誤飲事故の傾向

厚生労働省では、家庭用品等に係る健康被害の実態を把握し公表することにより、家庭用品等における安全対策を一層推進することを目的とし、1979（昭和54）年度から2018（平成30）年度まで、モニター病院と公益財団法人日本中毒情報センターから収集した健康被害情報を取りまとめて「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を公表している^{註1}。

今回概観するにあたり、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」の「原因製品別の小児の誤飲事故のべ報告件数（上位10品目）」以外の「性別」・「年齢」・「事故発生時刻」の詳細な数値の公表は、2007（平成19）年度以降となっていた（詳細は巻末の付録1、2を参照のこと）。また、2006（平成18）年度以前は、「性別」以外の「年齢」・「事故発生時刻」は、グラフによる公表のみとなっていたため、「原因製品別の小児の誤飲事故のべ報告件数（上位10品目）」以外の「性別」は、2007年度以降とし、「年齢」・「事故発生時刻」は、2007（平成19）年度以降の12年間とそれ以前の8年間を分けて概観する。

まず「性別」については、2007（平成19）年度から2018（平成30）年度までの12年間の男女の誤飲を各年度別にみると、2015（平成27）年度のみ女児が上回っているが、全体的に男児の方が誤飲の割合が多い結果となっている（付録1）。12年間全体の割合の平均値については、男児55.8％・女児44.1％であった。

次に「年齢」については、2007（平成19）年度から2018（平成30）年度までの各年度の年齢別の誤飲の割合をみると、全ての年度において最も多かったのが6～11か月、次に12～17か月であった（付録1）^{註2}。また、12年間全体の年齢別誤飲割合の平均値をみても、最も多かったのが6～11か月（32.0％）、次に12～17か月（20.3％）であった（図1）。1999（平成11）年度から2006（平成18）年度までの8年間は、グラフによる公表のみとなっており、詳しい数

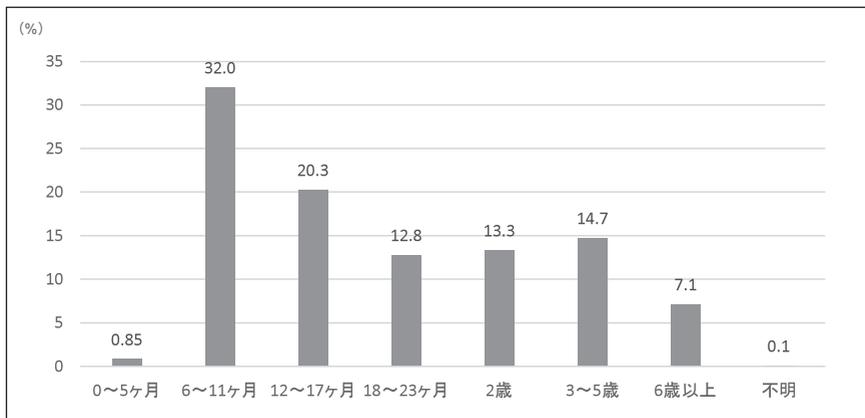


図1 2007年度から2018年度までの年齢別誤飲割合の平均値
出典)「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」より作成

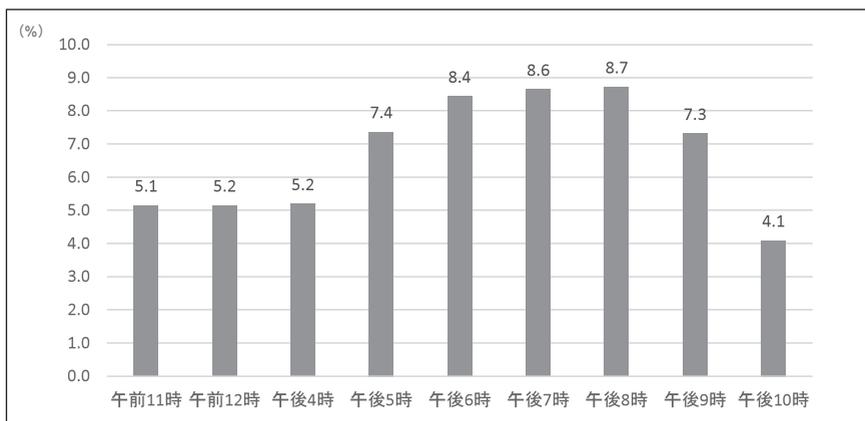


図2 2007年度から2018年度までの事故発生時刻割合の平均値
出典)「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」より作成

値は不明だが、同様に最も多かったのが6～11か月、次に12～17か月であった。

そして「事故発生時刻」については、2007（平成19）年度から2018（平成30）年度までの各年度の発生時刻の割合をみると、夕刻の午後5時から午後9時の時間帯のいずれかにピークを付けている（付録1）^{註3}。また、12年間全体の発生時刻の割合の平均値をみても、それらの時間帯がもっとも多くなっ

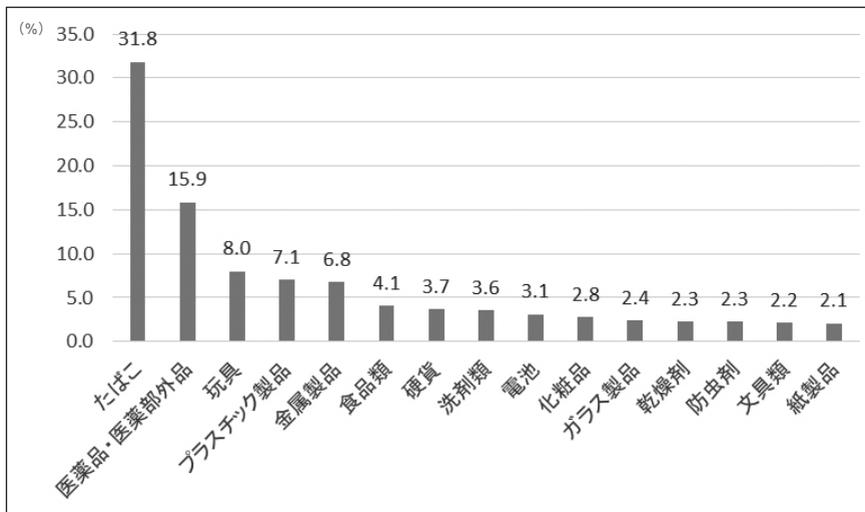


図3 1999年度から2018年度までの原因製品別の報告件数割合の平均値
出典)「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」より作成

ている。(図2)。

1999(平成11)年度から2006(平成18)年度までの8年間は、年齢別と同様にグラフによる公表のみとなっており、詳細な数値は不明だが、全ての年度において同様の傾向にあった。

最後に、「原因製品別の小児の誤飲事故のべ報告件数(上位10品目)」については、1999(平成11)年度から2018(平成30)年度までの20年間の数値が全て公表されている(付録2)。各年度の割合をみると、第1位は概ねたばこである^{註4}。「1999年度から2018年度までの原因製品別の報告件数割合の平均値」をみても、第1位がたばこで31.8%となっている(図3)。

しかし、たばこの誤飲事故は、全体的には減少傾向にある(図4)。また、日本たばこ産業(2018)²⁶の「全国たばこ喫煙者率調査」によると、2018(平成30)年度の喫煙率は、20年前の1999(平成11)年度と比べて成人男性(54.0%→27.8%)、成人女性(14.5%→8.7%)と喫煙率の減少傾向がみられることと、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」でも2018(平成30)

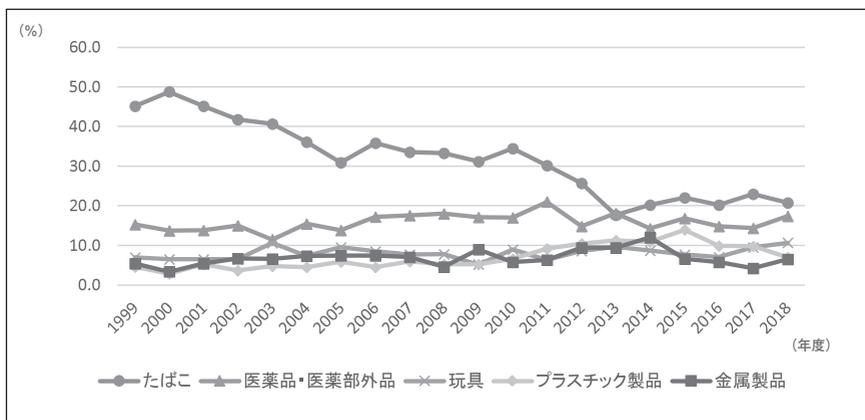


図4 小児における誤飲事故報告件数上位5位の年度別推移割合
出典)「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」より作成

年度と1999（平成11）年度と比べてたばこの誤飲事故全体に占める割合も45.2%→20.8%に減少しており（付録2）、相關関係も見られる。

さらに、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」の小児の誤飲事故の事例を概観すると、たばこを誤飲した小児の家庭には喫煙者がいるケースが非常に多く横田他（2008）²⁷の研究とも通じている。

Ⅲ. 小児の誤飲事故の対策

厚生労働省「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」の「1999年度版から2018年度までの原因製品別の報告件数割合の平均値」をみると、第1位は「たばこ」（31.8%）であった（図3）。

たばこを誤飲した報告の内訳をみると、未使用のたばこやたばこの吸い殻、空き瓶等にたまっているたばこの溶液などであった。また、近年たばこに火を付けずに、たばこ葉やその加工品を電氣的に加熱して吸う新しいタイプのたばこ（以下「加熱式たばこ」という）の誤飲事故が多くなっている²⁸。乳幼児が誤飲しそうになった割合は、加熱式たばこの方が高かったという調査

結果もあり²⁹、乳幼児の目に触れないようにより一層の注意が必要である。

たばこの誤飲の事例報告をみると、全ての年度においてハイハイやつかまり立ちを始める6~11か月児に報告例が集中していた。次に多かったのが12~17か月児であり、たばこの誤飲事故の大半は、1歳前後の乳幼児に集中してみられ、この期間に注意を払うことにより、たばこの誤飲事故は大幅に減らすことができる。そのため小児の保護者は、たばこ、灰皿等を小児の手の届く床の上やテーブルの上などに放置しないなど、その取扱いや置き場所に特に細心の注意を払う必要がある。また、自家用車内で、ペットボトル等を灰皿代わりにしたことによる誤飲も報告されているため、子どもが興味をそそる飲料水の空き缶やペットボトルなどを灰皿代わりにする行為も避けるべきである。かつ、公園で遊んでいて、砂場に捨ててあったたばこの吸い殻をなめていた事例も報告されており、保護者や保育者はもちろん、地域が一体となって人的・物的な環境整備を行うことが重要である。

次いで第2位は、医薬品・医薬部外品（15.9%）であった（図3）。医薬品・医薬部外品の誤飲事故は、1位のたばこが6~17か月児に多くみられているのに対し、年齢層は幅広く、特に自ら蓋や包装を開けて薬を取り出せるようになる1~2歳未満児や2~3歳未満児にかけて多くみられていた。医薬品・医薬部外品は、形状や服用方法等が小児の注意を引きやすいため、保護者や保育者は注意が必要である。誤飲の発生した時刻は、夕食後と思われる時間帯に高い傾向があった。また、医薬品・医薬部外品の誤飲事故は、テーブルや棚の上に放置されていた等、適切に保管されていなかった場合はもちろんのこと、母親が使用しているカバン等を開けて誤飲する例もあり、保護者が誤飲対策をしていると認識している状況でも発生しているため、常に注意を払い保管及び管理する必要がある。また、乳幼児が簡単に開けられないチャイルドレジスタンス容器（CR容器）の採用は、誤飲を防ぐために有効であり、製薬会社においては積極的に取り入れてほしいものである³⁰。

第3位は「玩具」（8.0%）であった（図3）。玩具の誤飲に関しては、年齢についてみると3~5歳児が多く、おはじきやビー玉など球状の玩具で遊ん

でいて誤飲するケースが多くみられた。しかし近年、水で膨らむボール状の樹脂製玩具を乳幼児が誤飲する事故や強力な小型磁石の玩具「マグネットボール」など、新たな玩具の誤飲が相次いでいるとして、国民生活センターが注意喚起を行っている^{31,32,33}。水で膨らむボール状の樹脂製玩具については、2021（令和3年）だけでも生後11カ月・生後9カ月・1歳と、年齢が3歳より低い年齢でも3件報告されている³²。マグネット玩具については2017（平成29）年度以降、幼児の誤飲事故が10件報告されている³⁴。

（一社）日本玩具協会は、1971（昭和46）年に、業界の自主的措置としてST基準・STマーク制度を立ち上げ、玩具安全の取組みを進めている。玩具のパッケージに記載されている「対象年齢」は、その玩具を適切に遊ぶことができる年齢という意味もあるが、当該年齢の子どもに必要な安全対策が施されていることを示すものとなっている。例えば「対象年齢3歳以上」と記載されている玩具は、3歳未満の乳幼児が誤飲の恐れがある「小さい部品」や「小さい球」が使われていることを警告している。保護者や保育者は誤飲リスクを考えて、年齢に応じた適切な大きさと素材の玩具を選ぶようにする必要がある。また対象年齢以上の子どもに買い与えたつもりでも、対象年齢以下の兄弟姉妹がいる場合、その子どもが誤飲してしまうケースもあるので注意が必要である。

第4位は「プラスチック製品」（7.1%）であった（図3）。プラスチック製品の誤飲に関しては、プラスチック製包装材やラベル、フィルムの事例が多い。東京都生活文化局（2021）³⁵が実施したアンケート調査では、子どもが異物を飲み込んだ、又は飲み込みそうになった事故で、最も多かった品目は「シール」という報告もある。これらの誤飲の原因となったシールは、菓子・食品の付属物・衣類等の包装等、日常生活で広く使用され、嫌な味がなく柔らかいので乳幼児がかじりやすく誤飲の機会が多くなった原因と思われる。保護者や保育者が気をつけるのはもちろんであるが、製品を作る企業側も、誤飲防止策として乳幼児が口に含んだ瞬間に苦味を感じ、吐き出させるような苦味成分をシールの粘着面に含ませたり、誤飲しても水に溶ける紙（溶解

紙) や、水分・唾液で分解されるようなのでそれらを作製するなどの対策も求められる。

第5位は「金属製品」(6.8%)であった(図3)。金属製品の誤飲に関しては、ISO玩具安全規格において、金属製アクセサリ玩具には鉛やその他の有害元素の溶出量限度値を規定しているが、それ以外の金属製品には、鉛やその他の有害元素の溶出量に係る基準はなく³⁶、保護者や保育者は、口の中に入る大きさや形状の金属製アクセサリ等を、乳幼児の目に付くところや手の届くところに置かないように注意する必要がある。

最後に第6位以下の中で、国民生活センターなどで、何度となく注意喚起されている洗剤類(洗濯用パック液体洗剤)と電池(ボタン電池)について述べる。

第8位の「洗剤類」の誤飲に関しては、誤飲事故を起こした原因についてみると、洗剤類等を使用後、片付けずにそのまま放置することにより発生している。使用後は必ず蓋をしっかり閉めて、乳幼児の手の届かない置き場所に戻すよう習慣づけることが必要である。特に洗剤や漂白剤などを、日常飲食するコップと同じような形状のものを使用し、乳幼児の手の届くところに放置すると、乳幼児が誤って飲食物だと思い口に入れてしまうことがあるので注意が必要である。

また近年、新たに販売された洗濯用パック型液体洗剤は、計量の必要がなく簡便という利点があるものの、小児の興味を引くお菓子のような外見のため、乳幼児が洗濯用パック型液体洗剤のフィルムを握ったり噛んだり遊んでいるうちに破れて洗剤が口や目に入るなどの被害が、3歳以下の乳幼児に多く発生している³⁷。また、海外でも洗濯用パック型液体洗剤で、同じような事故が多数報告されている³⁸。洗濯用パック型液体洗剤を乳幼児の目に付くところや手の届くところに保管しないようにするのはもちろんのこと、洗濯用パック型液体洗剤のフィルムは水に溶けやすいため、保管時に濡らさないようにすることも大切である。

第10位の「電池」の誤飲に関しては、ボタン電池が多い^{39,40}。玩具等でボ

タン電池を使用した製品が多数出回っているが、乳幼児がこれらの製品からボタン電池を取り出し誤飲する事例が報告されている。医療機関ネットワークには、14歳以下の子どもがボタン電池を誤飲したという報告が2015（平成27）年1月から2019（令和元）年12月末までに124件、誤飲の疑いや鼻に詰めた報告も含めると248件寄せられている。年齢別では、3歳以下が220件（89%）、中でも1歳児の誤飲及び誤飲疑いが116件（47%）と最も多く発生している⁴¹。保護者や保育者は、電池の出し入れ口の蓋が壊れていないか確認することが必要である。子どもを対象にした玩具では、（一社）日本玩具協会の玩具安全基準（ST基準）で、「ボタン電池の蓋は、工具等を使用しないと容易に開かない構造でなければならない。」などの記載があり、STマークのある玩具については一定の安全性が担保されている。しかし、玩具以外の体温計や電気のリモコンなどでの誤飲も報告されており、それらを子どもに触らせない、または目に付かない場所に保管するなどの対策も必要である。また、企業側も、工具等を使用しなくてもボタン電池を取り出せる商品や、フローリングへの落下でボタン電池が飛び出してしまう商品に対し⁴²、子どもの誤飲事故防止策を講じていく必要が求められる。

IV. おわりに

国民生活センター（2016）⁴³によると2歳までの子どもで誤飲事故の予防のためには、「①予防のためには、1m以下の高さに口に入る大きさ^{註5}のものを置かない②引出し・扉は簡単に開かないように工夫する③子どもが口に何かものを含んでいるときには、急に大きな声をかけないようにする。」と注意喚起を行っているが、2015（平成27）年度以降の「小児における誤飲事故報告件数の総数」のグラフを概観すると上昇傾向にあるので、今一歩踏み込んだ対策も考えたい（図5）。①「予防のためには、1m以下の高さに口に入る大きさのものを置かない」に関しては中村他（2002）⁴⁴の研究でも、1歳の子どもの手の届く範囲が1mと報告されていることから、子どもの

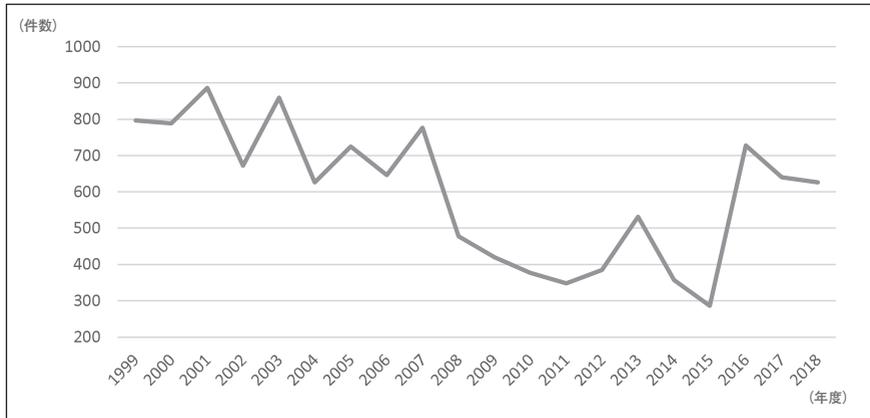


図5 小児における誤飲事故報告件数の総数

出典)「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」より作成

手の届かない所に置くというのは、重要な観点だと考える。しかし、1歳を超えると、その場にある足場を利用したり、足場を持ってきて医薬品を取ったりして、誤飲したと推定される事故の報告もあることから、②「引出し・扉は簡単に開かないように工夫する」といったことに加え、そういった場所を確保できなくても見えない所に保管する、または、誤飲しそうな物はそもそも家に置かないことも重要な観点になってくる。並びに、製品を作る企業側からも、子どもの誤飲事故防止策として、注意喚起や製品の改良などの対策を行っていくことが、より一層求められる。

消費者庁(2017)⁴⁵によれば「消費者意識基本調査」で、日常生活における子どもの事故防止について8項目82の知識を尋ねたところ、子どもがいる人では^{註6}「チャイルドシートの使用義務」に関して「知っていた」という回答が98.4%と最も高い結果となったが、0～3歳くらいの子どもの口に入る大きさの物を測定する「誤飲チェッカー」という物があることに関しては「知っていた」という回答が39.8%と認知されていないことが明らかになっており、より徹底した周知が課題となっている。また消費者庁(2017)⁴⁶によれば、保育者の「異物がのどにつまったときの対処法」の実技訓練経験者

は、43.9%と半数以下となっている。保護者への調査結果ではさらに低く、実技訓練経験は1割程度となっている。保育現場では、AEDなどの研修は毎年行われていることが多いが、誤飲の応急処置法に関しても毎年研修をしておく必要がある。

並びに、行政は、保護者や保育者の認識等を踏まえ、誤飲事故防止に向けた支援や取組がより一層必要である。かつ、誤飲事故に対する注意喚起をしても、子どもの誤飲事故が後を絶たない製品を作る企業に対しては、行政指導などを含め、より一歩踏み込んだ対策を講じていく必要がある。

註 釈

註1：2019年度版以降は、家庭用品等に係る小児の誤飲に関する報告は除外され、化学物質の毒性に関連すると考えられる健康被害に特化した「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」という形で公表されている。

註2：年齢別の割合の数値は、2010年以前は、「0～5か月・18～23か月・2歳・3～5歳・6歳以上・不明」は公表されてないため、それらを省いて割合の平均値を出し、本研究は比較している。

註3：発生時刻の割合の数値は、2012年以前は、午前12時が公表されていない。また、2007年は、それに加えて午前11時と午後4時も公表されていないため、それらを省いて割合の平均値を出し、本研究は比較している。

註4：2013年のみ医薬品・医薬部外品が第1位となっている。

註5：国民生活センター（2005）⁴⁷によれば小児の口に入るサイズは、「直径39mm、最大奥行き51mmの円筒に入るサイズ」とされており、このサイズ以下の物には特に注意が必要である。

註6：「子どもがいる人」とは、最年少の同居者が14歳以下で、子どもと同居し、かつ、孫と同居していない人。

文 献

1. 山中 龍宏「誤飲」『小児内科31（増刊号）』pp.739-743, 1999
2. 山中 龍宏・渡辺 博「小児の誤飲防止の指導効果についての検討－その2－」『平成8年度厚生省心身障害研究報告書』pp.170-173, 1996
<https://www.niph.go.jp/wadai/mhlw/1996/h080827.pdf>（2022年1月5日閲覧）
3. 長村 敏生「乳幼児の誤飲事故の特徴と対策（特集 子どもの事故・虐待）--（事故外傷とその対応）」『小児科臨床』69（12），pp.2617-2624, 2016

4. 本間 仁・草刈 麻衣・花村 真由・加藤 沢子・倉繁 款子・日高 奈緒・中山 佳子「小児消化管異物27例の検討」『日本小児科学会雑誌』121（4），pp.698-705，2017
5. 遠藤 容子・波多野 弥生・今田 優子・三瀬 雅史・荒木 浩之・黒木 由美子「乳幼児における誤飲事故の発生状況と管理上の問題点（特集一般用医薬品（OTC薬）の不適切使用と管理体制）」『中毒研究』25（2），pp.99-102，2012
6. 厚生労働省『平成11年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2000
https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1212/h1227-4_13.html（2022年1月5日閲覧）
7. 厚生労働省『平成12年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2001
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/0112/h1227-2.html>（2022年1月5日閲覧）
8. 厚生労働省『平成13年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2003
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/02/h0213-1a.html>（2022年1月5日閲覧）
9. 厚生労働省『平成14年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2004
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/03/h0330-4a.html>（2022年1月5日閲覧）
10. 厚生労働省『平成15年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2004
11. 厚生労働省『平成16年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2005
12. 厚生労働省『平成17年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2006
13. 厚生労働省『平成18年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2007
14. 厚生労働省『平成19年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2008
15. 厚生労働省『平成20年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2009
16. 厚生労働省『平成21年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2010
17. 厚生労働省『平成22年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2011
18. 厚生労働省『平成23年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2012
19. 厚生労働省『平成24年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2014
20. 厚生労働省『平成25年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2015
21. 厚生労働省『平成26年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2016
22. 厚生労働省『平成27年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2016
23. 厚生労働省『2016年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2018
24. 厚生労働省『2017年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2018
25. 厚生労働省『2018年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告』2019
26. 日本専売公社，日本たばこ産業株式会社『成人喫煙率（JT全国喫煙者率調査）』2018
<https://www.health-net.or.jp/tobacco/product/pd090000.html>（2022年1月2日閲覧）
27. 横田 いつ子・鶴崎 健一・杉原 成美「タバコの誤飲事故に関する発生の実態と保護者の意識」『日本公衆衛生雑誌』55（4），pp.238-246，2008
28. 独立行政法人国民生活センター『乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意』報道発表資料2017
29. 消費者庁『乳幼児のたばこの誤飲に注意しましょう！－加熱式たばこは紙巻たばこより誤飲しやすくなった割合が高く，より注意が必要です－』2021
30. 消費者安全調査委員会『消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告

- 書 子供による医薬品誤飲事故』2015
31. 独立行政法人国民生活センター『幼児が水で膨らむボール状の樹脂製品を誤飲－十二指腸閉塞、開腹手術により摘出－』報道発表資料2015
 32. 独立行政法人国民生活センター『乳幼児による水で膨らむボール状の樹脂製玩具の誤飲にご注意！』報道発表資料2021
 33. 独立行政法人国民生活センター『強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生－幼児の消化管に穴があき、開腹手術により摘出－』報道発表資料2018
 34. 日本経済新聞「マグネット玩具、誤飲注意 内臓に穴開く事故も」朝刊2021.12.14
 35. 東京都生活文化局『令和2年度ヒヤリ・ハット調査「誤飲等による乳幼児の危険」調査報告書』2021
 36. 伊佐間 和郎, 河上 強志, 西村 哲治「乳幼児が誤飲する可能性のある金属製アクセサリからの有害8元素の溶出」『薬学雑誌』, 乙号132(8), pp.959-968, 2012
 37. 独立行政法人国民生活センター『洗濯用パック型液体洗剤に気を付けて！－特に3歳以下の乳幼児に事故が集中しています－』報道発表資料2015
 38. 独立行政法人国民生活センター『経済協力開発機構(OECD)の取組について』2015
 39. 独立行政法人国民生活センター『ボタン電池の誤飲に注意』子どもサポート情報第81号 2014
 40. 独立行政法人国民生活センター『乳幼児(特に1歳以下)のボタン電池の誤飲に注意!』2014
 41. 消費者庁『家の中の事故に気を付けましょう!－令和2年度「子どもの事故防止週間」を7月20日から実施します－』2020
 42. 独立行政法人国民生活センター『ボタン電池を使用した商品に注意－乳幼児の誤飲により、化学やけどのおそれも』報道発表資料2014
 43. 独立行政法人国民生活センター『発達をみながら注意したい0・1・2歳児の事故－医療機関ネットワーク情報から－』報道発表資料2016
 44. 中村 孝之・八藤後 猛・田中 賢・野村 歡「乳幼児を対象とした動作計測データ収集による建築安全計画への考察：乳幼児の家庭内事故防止に関する研究その3」『学術講演梗概集』, 計画系(E-1), pp.639-640, 2002
 45. 消費者庁『消費者意識基本調査』2017
 46. 消費者庁『子どもの事故防止調査』2017
 47. 独立行政法人国民生活センター『命を落とすこともある!子どもの誤飲事故』報道発表資料2005

付録1 小児の誤飲事故のべ報告事例数比較表（性別・年齢・事故発生時刻）

		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013	
		件数	%												
性別	男児	424	54.6	262	54.9	225	53.6	226	59.9	195	56	225	58.4	300	56.5
	女児	341	43.9	215	45.1	194	46.2	151	40.1	153	44	160	41.6	231	43.5
年齢	0～5か月	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1.1	2	0.5	3	0.6
	6～11か月	260	33.5	168	35.2	138	32.9	130	34.5	116	33.3	125	32.5	147	27.7
	12～17か月	171	22	94	19.7	94	22.4	69	18.3	65	18.7	85	22.1	130	24.5
	18～23か月	—	—	—	—	—	—	—	—	45	12.9	52	13.5	63	11.9
	2歳	—	—	—	—	—	—	—	—	55	15.8	41	10.6	82	15.4
	3～5歳	—	—	—	—	—	—	—	—	50	14.4	47	12.2	76	14.3
	6歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	13	3.7	33	8.6	30	5.6
	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
事故発生時刻	午前11時	—	—	18	3.8	23	5.5	33	8.8	26	7.5	23	6	22	4.1
	午前12時	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	5.1
	午後4時	—	—	26	5.5	22	5.2	26	6.9	11	3.2	22	5.7	25	4.7
	午後5時	53	6.8	27	5.7	33	7.9	30	8	25	7.2	30	7.8	31	5.8
	午後6時	70	9	46	9.6	36	8.6	35	9.3	23	6.6	37	9.6	34	6.4
	午後7時	78	10	50	10.5	25	6	28	7.4	24	6.9	37	9.6	64	12.1
	午後8時	71	9.1	51	10.7	28	6.7	25	6.6	24	6.9	29	7.5	48	9
	午後9時	50	6.4	43	9	36	8.6	24	6.4	26	7.5	29	7.5	34	6.4
	午後10時	35	4.5	18	3.8	16	3.8	21	5.6	13	3.7	17	4.4	18	3.4

		2014		2015		2016		2017		2018		合計平均	割合平均
		件数	%										
性別	男児	211	59.1	141	49.3	392	53.8	366	57.2	353	56.4	276.7	55.8
	女児	146	40.9	145	50.7	336	46.2	274	42.8	273	43.6	218.3	44.1
年齢	0～5か月	1	0.3	3	1	11	1.5	8	1.3	3	0.5	4.4	0.85
	6～11か月	119	33.3	78	27.3	213	29.3	213	33.3	197	31.5	158.7	32.0
	12～17か月	75	21	51	17.8	130	17.9	125	19.5	122	19.5	100.9	20.3
	18～23か月	55	15.4	42	14.7	72	9.9	76	11.9	76	12.1	60.1	12.8
	2歳	42	11.8	38	13.3	109	15	72	11.3	84	13.4	65.4	13.3
	3～5歳	48	13.4	50	17.5	117	16.1	99	15.5	90	14.4	72.1	14.7
	6歳以上	17	4.8	24	8.4	76	10.4	44	6.9	54	8.6	36.4	7.1
	不明	0	0	0	0	0	0	3	0.5	0	0	0.4	0.1
事故発生時刻	午前11時	16	4.5	9	3.1	31	4.3	34	5.3	23	3.7	23.5	5.1
	午前12時	21	5.9	21	7.3	27	3.7	30	4.7	26	4.2	25.3	5.2
	午後4時	25	7	10	3.5	33	4.5	34	5.3	35	5.6	24.5	5.2
	午後5時	33	9.2	29	10.1	44	6	46	7.2	42	6.7	35.3	7.4
	午後6時	28	7.8	25	8.7	48	6.6	50	7.8	70	11.2	41.8	8.4
	午後7時	23	6.4	22	7.7	65	8.9	44	6.9	70	11.2	44.2	8.6
	午後8時	30	8.4	31	10.8	84	11.5	57	8.9	53	8.5	44.3	8.7
	午後9時	24	6.7	24	8.4	63	8.7	36	5.6	41	6.5	35.8	7.3
	午後10時	16	4.5	15	5.2	30	4.1	22	3.4	17	2.7	19.8	4.1

出典)「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」より作成

付録2 原因製品別の小児の誤飲事故のべ報告件数（上位10品目）

順位	1999			2000			2001			2002			2003		
	家庭用品等	件数	%												
1	たばこ	360	45.2	たばこ	385	48.8	たばこ	401	45.2	たばこ	281	41.8	たばこ	350	40.7
2	医薬品・ 医薬部外品	122	15.3	医薬品・ 医薬部外品	108	13.7	医薬品・ 医薬部外品	122	13.8	医薬品・ 医薬部外品	101	15.0	医薬品・ 医薬部外品	99	11.5
3	玩具	56	7.0	玩具	51	6.5	玩具	58	6.5	金属製品	45	6.7	玩具	91	10.6
4	金属製品	43	5.4	洗剤類	34	4.3	金属製品	48	5.4	玩具	44	6.5	金属製品	57	6.6
5	プラスチック 製品	37	4.6	金属製品	27	3.4	プラスチック 製品	46	5.2	硬貨	32	4.8	プラスチック 製品	41	4.8
6	洗剤類	27	3.4	硬貨	24	3.0	洗剤類	31	3.5	プラスチック 製品	25	3.7	洗剤類	39	4.5
7	電池	24	3.0	プラスチック 製品	23	2.9	化粧品	26	2.9	化粧品	23	3.4	化粧品	26	3.0
8	硬貨	23	2.9	化粧品	23	2.9	硬貨	23	2.6	洗剤類	22	3.3	硬貨	25	2.9
9	化粧品	19	2.4	食品類	16	2.0	電池	18	2.0	乾燥剤	14	2.1	電池	21	2.4
10	食品類	13	1.6	電池	14	1.8	食品類	16	1.8	電池	14	2.1	食品類	17	2.0
総計	上位 10品目計	724	90.8	上位 10品目計	705	89.3	上位 10品目計	789	88.9	上位 10品目計	601	89.4	上位 10品目計	766	89.0
	総数	797	100.0	総数	789	100.0	総数	887	100.0	総数	672	100.0	総数	859	100.0

順位	2004			2005			2006			2007			2008		
	家庭用品等	件数	%												
1	たばこ	226	36.1	たばこ	224	30.9	たばこ	231	35.8	たばこ	261	33.6	たばこ	159	33.3
2	医薬品・ 医薬部外品	97	15.5	医薬品・ 医薬部外品	100	13.8	医薬品・ 医薬部外品	111	17.2	医薬品・ 医薬部外品	137	17.6	医薬品・ 医薬部外品	86	18.0
3	玩具	46	7.3	玩具	69	9.5	玩具	55	8.5	玩具	60	7.7	玩具	37	7.8
4	金属製品	46	7.3	金属製品	54	7.4	金属製品	48	7.4	金属製品	55	7.1	プラスチック 製品	25	5.2
5	プラスチック 製品	28	4.5	プラスチック 製品	43	5.9	プラスチック 製品	29	4.5	プラスチック 製品	47	6.0	金属製品	22	4.6
6	洗剤類	24	3.8	硬貨	27	3.7	硬貨	29	4.5	食品類	31	4.0	食品類	21	4.4
7	化粧品	22	3.5	洗剤類	26	3.6	食品類	16	2.5	硬貨	25	3.2	洗剤類	19	4.0
8	電池	21	3.4	電池	23	3.2	洗剤類	14	2.2	洗剤類	23	3.0	硬貨	16	3.4
9	硬貨	20	3.2	食品類	23	3.2	電池	14	2.2	化粧品	17	2.2	電池	12	2.5
10	食品類	19	3.0	化粧品	19	2.6	文具類	13	2.0	文具類/電池	12	1.5	化粧品	12	2.5
総計	上位 10品目計	549	87.6	上位 10品目計	608	83.8	上位 10品目計	560	86.8	上位 10品目計	668	85.9	上位 10品目計	409	85.7
	総数	626	100.0	総数	725	100.0	総数	646	100.0	総数	777	100.0	総数	477	100.0

順位	2009			2010			2011			2012			2013		
	家庭用品等	件数	%	家庭用品等	件数	%	家庭用品等	件数	%	家庭用品等	件数	%	家庭用品等	件数	%
1	たばこ	131	31.2	たばこ	130	34.5	たばこ	105	30.2	たばこ	99	25.7	医薬品・医薬部外品	96	18.1
2	医薬品・医薬部外品	72	17.1	医薬品・医薬部外品	64	17	医薬品・医薬部外品	73	21.0	医薬品・医薬部外品	57	14.8	たばこ	94	17.7
3	金属製品	38	9.0	玩具	34	9	プラスチック製品	32	9.2	プラスチック製品	40	10.4	プラスチック製品	60	11.3
4	電池	23	5.5	プラスチック製品	25	6.6	玩具	22	6.3	金属製品	36	9.4	玩具	51	9.6
5	プラスチック製品	22	5.2	金属製品	22	5.8	金属製品	22	6.3	玩具	33	8.6	金属製品	50	9.4
6	玩具	22	5.2	洗剤類	18	4.8	硬貨	15	4.3	洗剤類	16	4.2	硬貨	25	4.7
7	硬貨	19	4.5	化粧品	16	4.2	洗剤類	9	2.6	電池	16	4.2	電池	20	3.8
8	食品類	13	3.1	硬貨	14	3.7	防虫剤	8	2.3	硬貨	15	3.9	食品類	19	3.6
9	文具類	10	2.4	電池	9	2.4	電池	7	2.0	食品類	12	3.1	化粧品	17	3.2
10	ガラス製品	10	2.4	食品類	7	1.9	食品類/化粧品/乾燥剤	各6	1.7	紙製品	8	2.1	洗剤類	16	3.0
総計	上位10品目計	360	85.7	上位10品目計	339	89.9	上位10品目計	311	89.4	上位10品目計	332	86.4	上位10品目計	448	84.3
	総数	420	100.0	総数	377	100	総数	348	100.0	総数	385	100.0	総数	531	100.0

順位	2014			2015			2016			2017			2018		
	家庭用品等	件数	%												
1	たばこ	72	20.2	たばこ	63	22.0	たばこ	147	20.2	たばこ	147	23.0	たばこ	130	20.8
2	医薬品・医薬部外品	51	14.3	医薬品・医薬部外品	48	16.8	医薬品・医薬部外品	108	14.8	医薬品・医薬部外品	92	14.4	医薬品・医薬部外品	109	17.4
3	金属製品	43	12.0	プラスチック製品	40	14.0	プラスチック製品	72	9.9	食品類	72	11.3	食品類	77	12.3
4	プラスチック製品	39	10.9	玩具	22	7.7	食品類	61	8.4	プラスチック製品	63	9.8	玩具	67	10.7
5	玩具	31	8.7	金属製品	19	6.6	玩具	52	7.1	玩具	61	9.5	プラスチック製品	44	7.0
6	電池	21	5.9	電池	18	6.3	金属製品	42	5.8	金属製品	27	4.2	金属製品	41	6.5
7	洗剤類	20	5.6	硬貨	14	4.9	硬貨	32	4.4	電池	22	3.4	硬貨	19	3.0
8	硬貨	12	3.4	食品類	13	4.5	洗剤類	29	4.0	洗剤類	14	2.2	洗剤類	18	2.9
9	乾燥剤	11	3.1	洗剤類	10	3.5	電池	23	3.2	化粧品	14	2.2	文具類	16	2.6
10	食品類	10	2.8	化粧品	6	2.1	文具類	18	2.5	文具類	12	1.9	電池	11	1.8
総計	上位10品目計	310	86.8	上位10品目計	253	88.5	上位10品目計	584	80.2	上位10品目計	524	81.9	上位10品目計	532	85.0
	総数	357	100.0	総数	286	100.0	総数	728	100.0	総数	640	100.0	総数	626	100.0

出典)「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」より作成